

答申第133号
平成30年1月19日

佐賀市長 秀島 敏行 様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上 英明



佐賀市個人情報保護条例第9条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

佐賀市個人情報保護条例第9条第1項の規定に基づき、平成30年1月5日付け佐市保幼第946号により諮問がありました「保育業務支援システムによる保有個人情報の電子計算機処理の開始について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

なお、個人の権利利益の保護を図るため、次の点に配慮するよう求めます。

記

電子計算機処理を行う個人情報の取扱いについて、その個人情報の性質上、慎重を期する必要があることから、システム管理者及びシステム利用者に対する研修を十分に行うこと。